

にかほ市第10期介護保険事業計画・高齢者支援計画策定支援業務  
プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 名称：にかほ市第10期介護保険事業計画・高齢者支援計画策定支援業務
- (2) 目的及び内容：「にかほ市第10期介護保険事業計画・高齢者支援計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 期間：契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 提案上限額：1, 848, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) にかほ市入札参加資格者名簿に登録を有していること又は、プロポーザルの参加表明時に、にかほ市入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 国、県、他の地方公共団体及びにかほ市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、にかほ市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）に規定される暴力団及び暴力団員等でないこと。

3. 選定スケジュール

項目	日程
公告	令和8年4月14日（火）
質問受付期間	令和8年4月14日（火）～令和8年4月20日（月）
質問回答日	令和8年4月22日（水）
参加申込書の受付期間	令和8年4月14日（火）～令和8年4月24日（金）
参加申込結果通知	令和8年4月27日（月）
企画提案書の提出期限	令和8年5月1日（金）
審査・プレゼン	令和8年5月中旬
審査結果通知	令和8年5月中旬
契約締結	令和8年5月下旬

※ただし、各実施日について、事務上の都合により変更できるものとする。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年4月20日（月）午後4時まで（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式6）により電子メールで提出すること。ただし、応募状況等、公正な審査選考を妨げる内容は受け付けない。
- (3) 提出先：下記の「11. 問合せ先・提出先」へ提出すること。
- (4) 質問の回答：令和8年4月22日（水）に、本市ホームページに掲載します。

## 5. 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限：令和8年4月24日（金）午後4時まで（必着）
- (2) 提出部数：正・副各1部及び電子データについてもメールで提出すること。
- (3) 提出先：下記の「11. 問合せ先・提出先」へ提出すること。
- (4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留又は簡易書留で送付すること。
- (5) 提出書類
  - ① 参加申込書（様式1）
  - ② 会社等概要書（様式2）
  - ③ 業務実績調書（様式3）

## 6. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和8年5月1日（金）午後4時まで（必着）
- (2) 提出部数：正1部・副6部及び電子データをメールで提出
- (3) 提出先：下記の「11. 問合せ先・提出先」へ提出すること。
- (4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留又は簡易書留で送付すること。
- (5) 提案事項
  - ① 提案に当たっての全体方針（基本的な取組方針や意欲、市への貢献に対する考え等）
  - ② 「にかほ市第10期介護保険事業計画・高齢者支援計画策定支援業務仕様書」に示す事項への対応方針や具体的な取組方法
  - ③ 業務全体の具体的なスケジュール
- (6) 提出書類
  - ① 企画提案書等提出届出（様式第4号）
  - ② 企画提案書（任意様式）
    - ・用紙は原則A4版とし、両面カラー印刷とすること。
    - ・表紙及び目次を除き、20ページ以内とし、ページ番号を付与すること。
  - ③ 業務実施体制（様式第5号）
  - ④ 業務工程表（任意様式）
  - ⑤ 見積書及び内訳明細書等一式（任意様式）
    - ※見積書の内訳は、本業務に必要な一切の経費を含めること。
- (7) 留意事項
  - ① 提案は、1事業者につき1提案とする。
  - ② 企画提案書は、記載内容を明瞭かつ具体的なものとし、誰にでもわかりやすい内容とすること。
  - ③ 企画提案書等提出後の内容変更や差し換え等は、原則として認めない。
  - ④ 次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。
    - ア 提出期限を過ぎたもの
    - イ 虚偽の記載がされたもの
    - ウ 記載内容が不明なもの又は必要な記載のないもの
    - エ 提出書類が不足しているもの
    - オ 提案者とは異なる事業者が企画したもの
    - カ その他、本実施要領や仕様書に違反すると認められるもの
  - ⑤ その他
    - ア 提案の実現可能性を検討するため、企画提案書を提出した事業者（以下「企画提案者」という。）に対して、提案内容の聴取や追加資料の提出を求めることがある。
    - イ 企画提案等に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
    - ウ 提出物の返却は行わない。

## 7. 審査会（プレゼンテーション審査）

企画提案書等に関するプレゼンテーションを次のとおり実施する。正式な日時、場所等については、企画提案書等に不備がない者に対して、後日連絡する。プレゼンテーション審査に参加しない場合は、失格として審査の対象としない。

### （1）開催予定日

令和8年5月中旬（日時・場所等の詳細は別途連絡）

### （2）出席者

本業務の統括責任者及び担当者（主務者）が必ず出席すること。また、プレゼンテーションの進行は企画提案者が行うこととし、出席人数は2名以内とする。

### （3）実施方法

①プレゼンテーションは非公開で実施する。

②プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加や修正等により、その内容が変更となるような提案は行わないこと。

③プレゼンテーションの時間は、1企画提案者につき40分とし、説明時間約20分、質疑応答約20分程度とする。なお、応募の状況等によっては時間が短縮となる場合がある。

④原則として、応募者が提出した企画提案書をもとにした内容をスライド等（パワーポイント等）で表現したものとする。なお、プレゼンテーションに用いるパソコンは持参すること。（プロジェクターは市で用意する。）

⑤状況等によっては、オンライン形式でのプレゼンテーションとする場合があるが、その場合の詳細については、別途協議のうえ決定する。

### （4）審査体制

企画提案書等及びプレゼンテーションの審査及び評価は、本市が設置する「にかほ市第10期介護保険事業計画・高齢者支援計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施する。

### （5）審査方法

別紙【評価基準】に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの審査・採点を行い、最も点数の高い企画提案者を受託候補者として選定する。

また、点数が同点の場合は、審査委員会の多数決により受託候補者を選定する。

なお、企画提案者が1者の場合であっても、本審査会は実施し、審査における最低点（提案内容評価点の5割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託候補者として選定する。

また、点数が同点の場合は、審査委員会の多数決により受託候補者を選定する。

なお、企画提案者が1者の場合であっても、本審査会は実施し、審査における最低点（提案内容評価点の5割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託候補者として選定する。

## 8. 審査結果

### （1）審査結果の通知及び公表

選定した受託候補者及び選定されなかった者に対しては、令和8年5月中旬頃（審査会実施後一週間以内）に電子メールにて審査結果を通知する。選定されなかった者については、審査結果通知を受け取った日から起算して3日間のうちにその理由について説明を求めることができる。

また、審査結果の概要として次の内容を市公式ホームページにて公表する。

①受託候補者の名称と点数。

②その他の参加者（名称は、A社、B社とする。）と点数。

## （２） その他

審査結果を通知した後においても、受託候補者の提案内容等に事実との相違や不適切な行動等が認められた場合は、審査結果を取り消し、次点者を受託候補者とする。また、この場合において、次点者にも同様の状況が認められた場合は、その次に審査の点数が高い企画提案者を受託候補者とし、その旨を市公式ホームページにて公表する。

なお、これら審査結果を取り消した場合において、審査結果を取り消された者が本プロポーザルのために要した費用等に対して、市は一切の責任を負わない。

## 9. 契約締結

### （１） 契約の締結方法

本市と受託候補者との間で、提出された企画提案書及び見積書（見積内訳書を含む）の記載事項等に基づき、当該候補者と別途正式な協議を行ったうえで、委託業務等の仕様書を確定し、提出された見積書の価格の範囲内で候補者から見積書を再徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及びにかほ市財務規則第118条第1項第1号の規定による随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、受託候補者との協議が整わない場合においては、次点者と同様の協議を行い、前段の手続きを経て契約を締結するものとする。

また、受託候補者が決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づくにかほ市の入札参加の制限を受けた場合においては、契約を締結しないこととし、本市との協議が整わないために契約をしない場合も含めて、受託候補者が本プロポーザルのために要した費用等に対して、市は一切の責任を負わない。

### （２） 契約書の作成

契約書は2通作成し、本市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。また、契約を締結した後、契約の相手方、契約金額及び企画提案書により提示された見積価格等をにかほ市ホームページにて公表する。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

## 10. その他

（１） 提案書等の作成、提出等にかかる一切の経費は、参加者の負担とする。また提出された書類は返却しない。

（２） 提出期限以降の提出書類の差し換え又は再提出は認めない。

（３） 企画提案時の提出書類等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案等の使用、複製等は無断、無償で行うものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、にかほ市情報公開条例（令和17年条例第10号）に基づき、企画提案時の提出書類等を公開することがある。

（４） 本プロポーザルは、基本的に市公式ホームページを通じて行うものとする。

- (5) 参加表明書の提出以降に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第7号）を提出すること。

1 1. 問合せ先・提出先

にかほ市 市民福祉部 長寿支援課 介護保険班（担当：三澤 渉）

〒018-0492 秋田県にかほ市平沢字鳥ノ子淵21番地

電話 0184-32-3042

FAX 0184-37-2135

メール kaigo@city.nikaho.lg.jp

別紙【評価基準】

審査項目		評価ポイント	配点	
①	業務理解度	業務の理解度	・「にかほ市第10期介護保険事業計画・高齢者支援計画策定支援業務仕様書」で示した業務目的や業務内容を理解した提案となっているか。	10
		業務スケジュール	・業務項目ごとに無理のないスケジュールが明確に示されているか。	10
②	企画提案力	実現性	・企画内容及び作業工程に無理がなく、実現可能な提案となっているか。	10
		適格性	・業務実施上の課題や留意点の明確さと、その対応策の内容が妥当であるか。	10
		独自性・有用性	・他の提案と比べ特徴的な内容となっており、にかほ市らしさを感じられるなど、その特徴が業務に対して有用なものとなっているか。	20
③	実績	業務実績	・過去に同種又は類似した業務についての実績はあるか。	30
④	実施体制	適格性・有効性	・業務の実施体制・担当者の配置状況が適格かつ適正であるか。 ・本業務について、十分な知識・経験を有する者がその知識・経験が十分に発揮される体制で配置されているか。	20
⑤	プレゼンテーション	意欲・適切な回答	・プレゼンテーションの内容が明確であり、業務に対する意欲や積極性が感じられるか。 ・質問に対して適切な回答及び技術的根拠に基づく説明ができていたか。	20
⑥	価格	提案価格の妥当性	・提案内容との整合性が取れた、妥当な価格となっているか。	20
			合 計	150